# PSI・GAP ファンド支援プログラム 応募に係る Q&A

作成日: 2024年10月28日

## 【応募要件】

Q1 PSIに参画していない大学等の研究者が「PSI・GAP ファンド」(以下、「本プログラム」という。)に応募することは可能か。

A1 応募はできません。研究者が本プログラムに応募するためには、所属機関が PSI の参画機関である必要があります。

Q2 学生は、本プログラムの研究開発課題の研究代表者となれるか。

A2 修士課程、博士課程の学生は研究代表者となることが可能です。また、6 年制課程の学部等の 5 年生・6 年生のうち、研究室に配属されている学生は研究代表者となることが可能です。学部生は研究代表者となれません。いずれの場合においても、学生が研究代表者となる場合、指導教員がいる研究室に配属されている必要があります。また、学生の卒業に関わらず、事業化に向けて継続的な体制構築及び事業化推進を担保できることが必要です(尚、研究代表者の交代は原則として不可)。あわせて、学生が研究代表者になる場合は、知的財産権の取り決めに関する確認書の提出が必要です。

Q3 既にスタートアップ等を設立した研究者は、研究開発課題の研究代表者となれるか。

A3 既に立ち上げたスタートアップのシーズとは異なるシーズを核とした新たなスタートアップの創出を目指す場合は可能です。PSI エコシステムで実施する研究開発課題の選考において、妥当性を確認します。尚、既に当該研究者が起業したスタートアップ等への技術移転が目的の場合、本プログラムの趣旨と異なることから、研究代表者となれません。

Q4 本プログラムの研究開発課題において複数の研究機関による共同研究を実施することは可能か。

Q4 可能ですが、本プログラムの予算の執行は、PSI エコシステムに所属する参画機関のみが行うことが可能となります。プラットフォームをまたぐ共同研究を認める場合、事前に関係するプラットフォーム同士で合意することが条件となります。特に、共同研究の成果として創出される知的財産の取扱いについては、スタートアップ創業時の障害とならないよう、関係者間で事前に十分な調整を行う必要があります。

Q5 研究開発課題における研究代表者のシーズは、特許出願前の技術でも良いか。

A5 特許出願前の技術であっても、応募可能です。但し、スタートアップ創出を目的とする本プログラムの主旨として、ステップ 2 支援開始直後に知財戦略(特許出願、権利化、秘匿化を含む)を立案するとともに、適切な特許などの知財を確保して下さい。尚、特許出願を伴わない研究成果(ソフトウェア等)に基づく応募も可能です。

Q6 研究開発課題で対象とするシーズとして、本プログラムの活動に参画しない出願人等が含まれるシーズ (共同出願特許)を用いることは可能か。

A6 可能ですが、事業化に向けて妨げ等が無いことが前提となります。事業化に対し共願人の確実な了解をとっていること等を審査等において確認します。

- Q7 民間企業から大学に転籍した研究者が、過去の自身の発明で当該企業が原権利を保有する特許をもとに研究 代表者として応募することは可能か。
- A7 大学が有するシーズではないことから、応募することはできません。
- Q8 研究開発課題の研究代表者が同じシーズを用いて、他の公募へ申請することは可能か。
- A8 可能ですが、PSI エコシステムでの選考の際に、不合理な重複や過度の集中がないことを確認します。また、本基金事業および大学発新産業創出プログラム(START)内における研究代表者の重複応募制限がありますので、公募要領「3.2 重複申請」を確認して下さい。
- Q9 重複申請の対象となる場合、本プログラムに応募ができないのか。
- A9 他のプラットフォームの GAP ファンドとは重複申請できません。他の JST のスタートアップ関連事業 (募集要領 3.2 重複申請 参照) との重複申請の場合、採択された際に一つを選ぶこととなります。
- Q10 同一の研究開発課題を、同一ステップの本プログラムで複数回採択を受けることは可能か。
- A10 同一研究開発課題を同一ステップで実施することはできません。但し、同一のシーズに基づく異なる研究開発課題(対象とする用途・市場が異なる等)であれば、同一ステップでの応募は可能となります。
- Q11 START のスタートアップ・エコシステム形成支援のギャップファンドプログラムで支援を行った研究開発課題を再度本プログラムで支援を受けることは可能か。
- A11 制度上可能ですが、本プログラムの実施方針に沿って適切に採択可否を検討します。
- Q12 今年度のステップ1に採択された者が、今回募集されるステップ2に応募を行うことは可能か。
- A12 応募できません。今年度のステップ 1 採択者は、来年度以降に予定しているステップ 2 に応募することを 想定しています。
- Q13 ステップ1に応募せずにステップ2に応募を行うことは可能か。
- A13 可能ですが、ステップ 2 に応募する条件として、事業化推進機関との共同申請が必要であることに留意して下さい。
- Q14 ステップ2に応募しようとする場合、事業化推進機関を紹介してもらうことは可能か。
- A14 PSI 事務局では、事業化推進機関のご紹介に加え、Demo Day 等による事業化推進機関とのマッチングを図ります。また、事業化推進機関の許可を得た上で、適宜連絡先情報等を公開します。
- Q15 ステップ1の支援を受けている者は、必ず次年度以降のステップ2へ応募する必要があるのか。
- A15 本プログラムの主旨として、ステップ1は、ステップ2を前提として取り組むことが望ましいと言えます。
- Q16 ステップ 1 終了後、1 年以上の期間を経てステップ 2 に応募することは可能か。この場合、ステップ 2 に採択するまでに引き続き支援は受けられるのか。
- A16 可能ですが、ステップ 1 終了後は本プログラムによる支援の一部が一旦終了することになります。研究開発費 (GAP ファンド) は終了しますが、伴走支援等の継続については個別相談させて頂きます。

- Q17 技術シーズのない文系学部の教員は応募できるのか。
- A17 「技術シーズ」には研究成果やノウハウ等も含みます。大学発スタートアップの創出に繋がるご提案をお 待ちしております。
- Q18 応募には起業に向けた意思が必要か。
- A18 起業することを前提とし、起業に向けてマイルストーンを立てていくことになりますので、起業への意思が必要となります。
- Q19 別の企業と共同研究を行っているシーズでも応募が可能か。
- A19 共同研究をしていること自体が、応募を制限することはありません。知財戦略を含め、将来起業をする際に支障がないかについて、審査等において確認します。
- Q20 既に起業済の技術について、用途の違いによって別の企業を作ろうとする場合は応募ができるか。
- A20 すでに立ち上げたスタートアップのシーズとは異なるシーズを核とした新たなスタートアップの創出を目指す場合は可能です。

### 【申請書の記載等】

- Q21 本プログラムの応募時に研究代表者が記載すべき項目として、その他の研究助成等に海外機関を含むとある。海外機関からの受入予定あるいは申請中の研究資金について、具体的に何を記載すればよいか。
- A21 本プログラムへの応募時点において、競争的研究費、民間財団からの助成金、企業からの受託研究費や共同研究費など、外国から受け入れるすべての研究資金について、国内のものと同様にご記入下さい。
- Q22 研究開発課題の達成目標やマイルストーンの設定にあたり、公募要領に記載されている項目を全て記載しないといけないのか。
- A22 公募要領「1.4 マイルストーン設定」に記載されている各ステップの終了時点で達成されているべき達成 目標例は目安となります。設定にあたっては、各課題や分野の特性を踏まえつつ、柔軟かつ適切に検討して下 さい。
- Q23 本プログラムにおいて、社会的な課題を解決するような案件を実施することは可能か。
- A23 大学等発の研究成果等を活用するものであれば、可能です。例えば、大学等の研究成果として創出された AI 技術や、人文・社会科学の研究成果等を活用し、社会課題の解決を目指す案件等も対象となります。
- Q24 創出を目指すスタートアップは国内で起業せず、直接海外で起業することを目指しても良いか。
- A24 当初から海外での起業を目指すことも可能です。その際、基金事業の目指す姿として掲げる大学等発スタートアップの継続的な創出を支えるエコシステムの構築のため、PSI エコシステム・大学等への還元を十分に配慮下さい。
- Q25 事業化推進機関について応募の段階でどの程度連携ができていればよいのか。
- A25 ステップ 2 では事業化推進機関との共同申請が必要になります。

- Q26 評価基準の「チーム」は何を意味するか。
- A26 シーズを実用化していくにあたって、必要となる複数の人材による集合体を意図しています。なお、ステップ2の研究開発課題を実施するにあたっては事業化推進機関の担当者がチームに入る必要があります。
- Q27 大学関係者以外の者をチームに入れてもいいか。
- A27 大学発スタートアップの主旨に適えば、可能です。
- Q28 支援期間中に企業と連携したり、企業から資金の提供を受けたりしても支障はないか。
- A28 大学発スタートアップの設立等により、大学等の研究成果の社会還元を目指すという本プログラムの趣旨 に沿っていれば、支障ないと考えます。適宜相談して下さい。
- Q29 顧客候補や課題設定についてどのように記載すればよいかわからない。
- A29 「様式 5\_ヒアリング様式」に考え方のポイントを記載していますので、参考にして下さい。
- Q30 審査項目の中でどれが最も重視されるのか。
- A30 全ての項目を満遍なく審査する予定です。

## 【研究開発課題の実施】

- Q31 研究開発課題の実施中に発明した特許の帰属はどうなるか。
- A31 産業技術力強化法第 17 条 (日本版バイ・ドール条項) に掲げられた事項を研究機関が遵守すること等を条件として、原則として研究機関に帰属することになります。
- Q32 研究開発課題の研究代表者が支援期間中に起業した場合、支援終了となるのか。
- A32 継続して支援を受けることができます。但し、起業後も支援が必要であるか否かは、必要に応じて GAP ファンドの審査委員会等による判断を実施させて頂きます。
- Q34 ステップ 2 の支援期間はいつからいつまでか。
- A34 原則として正式に採択された後締結する JST との契約に係る研究開始日を起点とし、当該日より上限 3 年間となります。
- Q35 支援終了後の成果報告は必要か。
- A35 様式に沿った成果報告書を提出して頂きます。また、追跡調査、スタートアップ設立時のご報告等にもご協力頂きます。Demo Day 等にも積極的に参加して頂くことになります。

#### 【支援】

- Q36 採択者に対する PSI の支援はどのようなものか。
- A36 支援人材による伴走支援や起業に関する研修プログラム等を提供します。
- Q37 各種支援を受けるためには、採択されることが条件になるのか。
- A37 原則、採択者を優先して支援しますが、個別に相談を受ける予定です。

Q38 起業後にグローバル進出したい場合は本プログラムによる支援があるのか。

A38 本プログラムは起業前の案件を対象にしているため、起業後のサポートは原則対象外となります。個別に 相談に応じます。

## 【経費執行】

Q39 GAP ファンドの予算案を作成するにあたり、どのような使途で予算計上することができるのか。

A39 研究成果の事業化に向けてマイルストーンを設定の上、達成に向けて研究成果と事業化の間のギャップを埋めるために必要な活動(例:ユーザー及び用途の設定、試作品開発、ビジネスモデルのブラッシュアップ、仮説検証のためのデータ取得、潜在顧客へのヒアリング、技術実証の実施、市場・規制・競合技術の調査等)について予算計上することができます。

ただし、特許経費(例:出願費用)、純粋な基礎研究用途の研究費、既存のスタートアップの管理費用、スタートアップを創業するための諸費用(登記費用や事務所経費等)は、GAPファンド申請において予算計上することができません。

- Q40 経営者候補人材の人件費を支出することはできるか。
- A40 所属の大学等の規定に従い、人件費または謝金として支出することは可能です。
- Q41 GAP ファンドを人件費に使ってもよいか。
- A41 研究計画及び予算計画に即したものであれば、使用することは可能です。
- Q42 アイデアはあるがプロダクトがないという場合に、プロダクトの試作物を作るための費用として予算を使ってもよいか。また、製作を外注してもよいか。
- A42 研究計画に即したもので、本プログラムの主旨に適うものであれば、使用することは可能です。
- Q43 支援期間中に起業した場合、資金はどうすればいいか。
- A43 支援を終了せず、所属大学において継続して資金を活用することが可能です。本公募プログラムの主旨から、スタートアップ成長のために充分な民間資金の調達が支援終了の要件となることを想定しています。ただし、起業後に支援を継続する場合も、GAP ファンド委員会の判断の上、JST で確認させていただきます。支援期間中の起業を検討する場合は、PSI 事務局までご一報ください。

#### 【事業化推進機関】

Q44 ステップ 2 の研究開発課題において、事業化推進機関との意見が一致しないため大学等の研究代表者だけで課題を継続することは可能か。

A44 継続できません。ステップ 2 の研究開発課題においては、事業化推進機関のプロジェクトマネジメントの もとで一体的に研究開発課題を推進することが不可欠です。

Q45 ステップ 2 の研究開発課題において、事業化推進機関の事業開発が満足な水準ではないため、大学等の研究代表者が事業開発を行うことは可能か。

A45 ステップ2の研究開発課題においては、事業開発は事業化推進機関の役割となっており、研究代表者本人

が単独で事業開発を実施することは認められません。事業化推進機関との協議によって解決を図ってください。 なお、トラブルを未然に防ぐため、事業化マイルストーンおよび研究開発マイルストーンを明確に設定し、研 究開発課題のメンバー同士で各項目の進捗を可視化、共有化することを推奨します。

Q46 事業化推進機関は、育成したスタートアップに対する投資の責任を負うか。

A46 投資をしなければいけないという責任はありません。ただし、設立したスタートアップへ民間資金を呼び込むことは本プログラムの重要な目的の一つであり、事業化推進機関自らも含めた民間投資の呼び込みを積極的に行ってください。

Q47 共同申請において、複数の事業化推進機関が参加することは可能か。

A47 可能です。ただし、申請時に役割分担を明確にしてください。

Q48 一の事業化推進機関が、複数の研究開発課題に共同申請者として参加することは可能か。

A48 可能です。

Q49 事業化推進機関は、育成したスタートアップへの投資比率が制限されているのか。

A49 特に制限はありません。